

いちご一会とちぎ国体那須町医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体那須町医事・衛生基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、医療機関、関係団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 医療救護対策

(1) 競技会場における医療救護

ア 競技会場には救護所を設置し、医療救護係を配置する。医療救護係は必要に応じて、医師、看護師、保健師及び係員等により編成する。

イ 救護所では傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

ウ 救護所には、医薬品、医療器具（AEDを含む。）、その他必要な物品を配備する。医薬品はドーピング禁止薬を配備しないよう十分配慮する。

(2) 宿泊施設における医療救護

大会に参加する選手・監督、役員等が宿泊施設で発病・負傷した場合は、宿泊施設の管理者は速やかに医療機関と連絡をとり、その指示を受けるとともに実行委員会へ連絡する。

(3) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議を行い決定する。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担とする。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの要項を準用する。